

地方税ポータルシステム運用委託業務 仕様書

令和2年7月

三重県総務部税務企画課

1. 概要

三重県では、地方共同法人地方税共同機構（以下、「共同機構」という。）が運営している地方税ポータルシステム（以下、「eLTAX」という。）との間で、電子申告等システム、国税連携システム及び共通納税システムの連携を行っている。現在、本県は株式会社TKCを契約相手として、認定委託先事業者によるASP方式の運用を行っている。

本業務では、現在の契約が終了することから、電子申告等システム、国税連携システム及び共通納税システムを継続して連携するために、新たな契約を締結するものである。

(1) 調達業務名

地方税ポータルシステム運用委託業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年12月31日までとする。

初期導入期間：契約締結日から令和2年12月6日まで

運用期間：令和2年12月7日から令和7年12月期導入開始日前まで

引継ぎ期間：令和7年12月期導入開始日前から令和7年12月31日まで

(3) 受託者の要件

提供するサービスで扱うデータは、納税者に関する秘匿すべき重要機密事項であり、情報セキュリティ対策、個人情報保護対策が十分に確保されることが必須であるため、受託者は次の要件を満たすこと。

① 認定委託先事業者

共同機構が定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき「認定委託先事業者」として認定された事業者であること。

② 技術基準への準拠

「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成31年総務省告示第151号）に準拠すること。

③ 外部監査

共同機構が定める「認定委託先事業者監査実施要綱」に基づき、共同機構によ

る外部監査を受けて情報セキュリティ対策の維持が担保されていること。

(4) 提供サービスの要件

受託者が提供するサービスは、共同機構が運営する eLTAX と連携し、LGWAN 回線を利用して、本県に設置するクライアント端末と受託者が運営するインターネットデータサービスセンター内に設置されたサーバとを接続して、地方税の電子申告データ等の支援（審査及びデータの保管等）を行う ASP 方式によるコンピュータサービスとする。提供するサービスは、次の要件を満たすこと。

① 共同機構仕様への準拠

共同機構が定める「審査システム仕様書」及び「国税連携システム仕様書」、その関連仕様書における要件を満たし、eLTAX と連携して動作するものであること。

② LGWAN-ASP サービス登録

総合行政ネットワーク運営主体から eLTAX 業務を行う LGWAN-ASP サービス提供者として登録されているサービスであること。

③ 電子申告等システムサービス（法人二税・特別税）

地方税の申告、申請、届出の手続きを電子的に行うシステムを提供すること。電子申告等システムを利用する際に必要となる「利用届出審査」「申告データ審査」「申請・届出データ審査」等の機能を提供するサービスをいう。

④ 国税連携システムサービス

国税庁から地方公共団体へ所得税確定申告書等データを送信するシステムを提供すること。

国税連携システムを利用する際に必要となる「データ送受信」「データ検索」「帳票表示」等の機能を提供するサービスをいう。

⑤ 共通納税システムサービス

納税者がすべての地方公共団体への電子納税が可能になるシステムを提供すること。

共通納税システムを利用する際に必要となる「納付情報管理ファイル及び納付情報ファイルの取得」「ダイレクト方式の収納」等の機能を提供するサービスをいう。

- ⑥ ヘルプデスクサービス
- サービスの操作方法、運用方法・スケジュール等に関する情報提供サービス（メール通知等）と、障害時や情報提供に関する電話、メール等による問い合わせ対応（ヘルプデスク）サービスを提供すること。
- ⑦ サービス提供時間
- 電子申告等システム、共通納税システム
共同機構が提示した運用時間に従うこと。原則は、午前8時30分から午後9時までとする。（土・日・祝祭日、12月29日から1月3日を除く）
 - 国税連携システム
共同機構が提示した運用時間に従うこと。繁忙期の深夜・休日送信等にも対応すること。
 - ヘルプデスク
午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし共同機構からの指示や本県の業務への支障がある場合等は柔軟に対応すること。
（土・日・祝祭日、12月29日から1月3日を除く）
- ⑧ データ保管期間
- 電子申告等システム：7年間以上
 - 国税連携システム：2年間以上
（ただし、共同機構からのデータ削除依頼等には従うこと。）

(5) 委託業務概要

- ① 初期導入業務
- 受託者が、契約締結日から令和2年12月6日まで、本県用の提供サービスの環境等を整備・構築する。また、本県が共同機構等に対して行う各種申請や、本県が用意するクライアント端末に対するソフトウェアのインストール及び設定の支援をする。
- ② 運用業務
- 受託者が、令和2年12月7日から令和7年12月期導入開始日前まで、機密性・完全性・可用性を維持した提供サービスの運用を行う。

③ 引継ぎ業務

受託者が、令和7年12月期導入開始日前に、本県又は本県が指定する者に提供サービスから抽出したデータ等を引渡す。

(6) 委託業務の履行場所

本県が指定する場所または受託者の申請により本県が認めた場所とする。

(7) 納入成果物

以下に納入成果物を定める。

① 初期導入業務（令和2年12月6日まで）

- 業務実施体制図
- 導入作業計画書
- 初期導入業務実施報告書

② 運用業務（令和2年12月7日から令和7年12月期導入開始日前まで）

- 月次報告書

③ 引継ぎ業務（令和7年12月期導入開始日前から令和7年12月31日まで）

- 業務完了報告書
- データ消去に関する報告書

(8) 検収完了条件

以下に検収完了条件を定める。

① 令和2年12月6日までの初期導入業務については、本県用の提供サービスの環境等を整備・構築したうえで、「1. 概要」の「(7) 納入成果物」に定める成果物を適正に納入すること。

② 令和2年12月7日以降の運用業務については、「1. 概要」の「(7) 納入成果物」に定める当該月の成果物を、翌月の5営業日までに適正に納入すること。ただし、契約期間の最終月については契約終了日までに納入すること。

③ 引継ぎ業務については、「1. 概要」の「(7) 納入成果物」に定める成果物を、契約終了日に適正に納入すること。

(9) 契約額内訳書の提出

受託者は、落札後速やかに次による契約額内訳書を本県に提出し、本県の承認を得ること。

令和2年12月6日までの初期導入業務の費用については、契約金額の3.68%を上限とし、これを超過する場合は、運用業務に要する費用として扱うこと。

(10) 費用の支払い

本県は、成果物の検収が完了したあと、受託者に次のとおり支払う。

- ① 令和2年12月6日までの初期導入業務の費用については、成果物の検収が完了したあと、契約金額の3.68%を上限とした額を支払う。
- ② 令和2年12月7日以降の運用業務、引継ぎ業務の費用については、毎月の成果物の検収が完了したあと、契約金額から初期導入業務の費用を引いた残りの金額を、61で除した額を支払う。61で除した額に1円未満の端数が発生した場合は、最初の支払いに含めて支払う。

(11) 機密保持

- ① 本委託業務は、三重県電子情報安全対策基準（三重県情報セキュリティポリシー）を遵守して行うこと。当該ポリシーに抵触する行為または事象が発生した場合、そのようなおそれがある場合は、本県に報告を行い、本県の指示のもと速やかに対応すること。なお、三重県電子情報安全対策基準については、契約後に開示する。
- ② 業務遂行上知り得た個人情報及び三重県の機密事項について、本調達業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わず第三者に漏えいしないこと。
- ③ それぞれの契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、契約書別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(12) 本仕様書等についての注意事項

- ① 本調達業務について、契約書及び本仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。

- ② 本仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなるケースにおいても本県に対し、別途費用を請求することはできない。ただし、本県の要求仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。
- ③ 本仕様書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が発生した場合は、本県と協議の上、定めるものとする。

2. 初期導入業務の詳細事項

受託者が、契約締結日から令和2年12月6日まで、本県用の提供サービスの環境等を整備・構築する。

(1) 業務実施体制図の作成

本県に対して、本業務の業務実施体制図及び作業従事者の氏名・連絡先等を記載した資料を提出する。

作業従事者に変更があった場合も同様とする。

(2) 導入作業計画書の作成

本県に対して、導入業務にかかる導入作業計画書を提出する。導入作業計画書は共同機構が定める「令和2年度導入申請等スケジュール」の12月期に基づいたものであること。導入作業計画書には、次の事項を記載すること。

- ① クライアント端末等の設定変更作業に関すること。
- ② 総合運転試験の実施作業に関すること。
- ③ データ移行作業に関すること。
- ④ その他、本県が導入作業において必要と判断する事項に関すること。

(3) 導入申請・マスタ申請支援

本県が、共同機構等に対して行う導入申請及び税目情報などを登録するマスタ申請に関する支援を提供し、本県が登録したマスタ内容の確認を行うこと。

本県が、総合行政ネットワーク運営主体に対して行う各種申請に関する支援を提供すること。

(4) サーバの各種設定と情報提供

受託者が管理するサーバに対し、本県がサービス提供を受けるうえで必要となる各種設定作業を行い、サービス利用に必要な情報を提供すること。

環境変数の設定等については、本県又は本県が指定する者から情報提供を受けて、

適切に設定すること。

(5) クライアント端末の設定支援

本県が用意するクライアント端末に対して、共同機構の仕様書に基づき必要なソフトウェアのインストール及び設定の支援をすること。

ソフトウェアのインストール及び設定作業は本県にて行うが、本県職員が容易に作業を行えるよう支援をすること。

本県が用意する試験用端末については、設定作業後にサーバ・クライアント間の接続確認試験を行う。共同機構より指定される総合運転試験の実施時期までに完了させること。

(6) 総合運転試験の支援

共同機構が定める「地方税ポータルシステム総合運転試験手引書」ほか各種試験関連資料に基づき、本県が実施する総合運転試験についての支援を行う。

- ① 試験事前打ち合せ
- ② 試験時における問い合わせ対応
- ③ 試験結果の内容確認
- ④ 試験時における共同機構との連絡調整

(7) データ移行作業

共同機構が定める「リプレース計画書」「データ移行マニュアル」等の仕様書及び共同機構の指示に従いデータ移行作業を行うこと。

本県及び現行の受託者である株式会社TKCと協議の上実施すること。

データ移行は、リハーサル作業と本番作業を実施する。リハーサル作業の場合は、試験環境のデータ移行を行う。

既存システムからの既存データの抽出作業は株式会社TKCが行う。

既存データの受け渡し方法はネットワーク、若しくは媒体による受け渡しのいずれかとする。

媒体による既存データの受け渡し場所は、三重県が指示するものとし、受け渡し場所からのデータ搬送については受託者が行うこと。なお、データ搬送については、盗難・紛失・破損等の事故が発生しないよう十分な対策を行うこと。

抽出された既存データを、提供サービスに取り込む等の移行作業は受託者が行うこと。

(8) データ連携試験の支援

本県が実施する三重県総合税システムとの媒体によるオフライン連携試験につい

て、支援を行う。

3. 運用業務の詳細事項

受託者が、令和2年12月7日から令和7年12月期導入開始日前まで、提供サービスの運用を行う。

(1) サービスの提供

「1. 概要」の「(4) 提供サービスの要件」で掲げたサービスを、機密性・完全性・可用性を維持し、本県に提供すること。

(2) システム更新等の対応

共同機構より指示される、システムのバージョンアップ、機能改善・税制改正対応、マスタの更新などについて、共同機構から提示されるスケジュールに基づいた対応を行うこと。

税目情報などを登録するマスタ申請に関する支援を提供し、本県が登録したマスタ内容の確認を行うこと。

(3) 障害等の対応

提供サービスについて障害等の不具合が発生した場合は、速やかに不具合解消の対応を行い、当日中に解消させること。当日中に解消できない場合は、当日中にその理由と対処方法を本県に報告し、承諾を得て、引き続き対処にあたること。

障害等の不具合発生に備えて、データ等のバックアップを複数世代取得し、保管すること。障害等の不具合発生によりデータに異常が発生した場合は、復旧（リストア）作業を行うこと。

(4) 本県の支援

本県が提供サービスを利用する際の技術的な支援を行うこと。具体的には、三重県総合税システムとの連携、クライアント端末へのパッチ適用・バージョンアップ対応等に対する支援を行う。

(5) 定期報告

提供サービスについての利用状況や故障・メンテナンス状況、セキュリティに関する報告等を月次報告書として本県に提出する。

(6) セキュリティ対策業務

国税連携サービスを実施するに当たっては、「地方税法施行規則第 24 条の 40 第 3 項第 2 号及び第 3 号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成 31 年総務省告示第 151 号)に基づき、国税連携システムに係る事務の実施に必要な電気通信回線その他電気通信設備を有し、セキュリティ対策を実施すること。

電子申告等サービス及び共通納税サービスについては、国税連携サービスと同様のセキュリティ対策を実施すること。

(7) ログの取得

受託者は提供サービスの操作ログ等を記録・保存し、本県の要望に応じて提供すること。

4. 引継ぎ業務の詳細事項

受託者が、令和 7 年 1 2 月期導入開始日前から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までに、本県が指定する者に業務の引き継ぎを行う。

(1) 令和 7 年 1 2 月期導入開始日前に、提供サービスの本県用環境内にあるデータ等を共同機構が定める「リプレイス計画書」「データ移行マニュアル」等の仕様書及び共同機構の指示に従い抽出し、本県もしくは本県が指定する者に対して引渡す。

(2) 委託期間終了時に、提供サービスの本県用環境内にある全てのデータ等を、固定パターンの複数書き込み、専用消去装置の利用、物理的破壊等の手段により復元できないように完全消去し、本県に書面にて報告すること。

5. システム利用規模

現在のシステムの利用規模は以下のとおりである。今後の利用状況により、変動する場合がある。

① データ件数 (年間)

提供サービス	データ件数	算出条件
電子申告等システム	38,486 件	平成 30 年度電子申告件数
	40,269 件	令和元年度電子申告件数

国税連携システム	552,075 件	データ受信日:平成 30 年 1 月 1 日 ～12 月 31 日
	555,708 件	データ受信日:平成 31 年 1 月 1 日 ～令和元年 12 月 31 日

② ユーザ ID 数 (発行アカウント数)

設置場所	電子申告ユーザ	国税連携ユーザ	計
県庁	4	3	7
桑名県税事務所	2	3	5
四日市県税事務所	4	4	8
鈴鹿県税事務所	3	3	6
津総合県税事務所	4	3	7
松阪県税事務所	4	2	6
伊勢県税事務所	2	3	5
伊賀県税事務所	2	2	4
紀州県税事務所	2	2	4
計	27	25	52

③ クライアント端末仕様

形状： ノート型パソコン
OS： Windows 10 Pro (64bit)
ブラウザ： Internet Explorer 11